

## バングラデシュ労働組合法の概要

ジェトロダッカ事務所

名称：EPZ Workers' Welfare Association and Industrial Relations Act. 2010  
(ACT No.43 of 2010)  
(輸出加工区労働組合および労使関係法)

発効日：2010 年 8 月 1 日

効力：現行のいかなる他の法令よりも本法が優先される。

ストライキ/ロックアウトの禁止期間：

2013 年 12 月 31 日までは、輸出加工区内においてストライキおよびロックアウトを行うことはできない。

内容：

### A. 厚生委員会（労働組合を設立するまでの経過措置団体）

- ・輸出加工区に進出している全ての企業は、厚生委員会を設立しなければならない。
- ・厚生委員会は 2006 年 10 月 31 日まで存続する。
- ・雇用者の裁量で 2006 年 10 月 31 日以降でも存続することができる。ただし、労働組合が結成された場合は直ちに消滅する。
- ・厚生委員会の委員人数は 5 名以上 15 名以下。
- ・雇用者は厚生委員会事務所のために輸出加工区内に必要なスペースを提供しなければならない。
- ・厚生委員選挙に立候補できる被選挙権を有するものは勤続 9 カ月以上の労働者。選挙権だけであれば勤務初日の労働者でも可。
- ・BEPZA 長官の事前承認を得ることなく、厚生委員となった労働者を解雇・停職・転属できない。
- ・勤務条件や報酬、教育プログラムなど厚生委員会の交渉目的のための情報提供依頼には、雇用者は応じなければならない。
- ・少なくとも 4 カ月に 1 回、厚生委員会の会議を開催しなければならない。
- ・会議の議事録を会議後 15 日以内に BEPZA 長官と調停人へ提出する。

### B. 労働組合

- ・2006 年 11 月 1 日より労働組合を設立することができる。ただし新規進出企業は設立してから 3 カ月間、労働組合を結成することができない。
- ・設立された労働組合の存続期間は 2006 年 11 月 1 日から 2008 年 10 月 31 日まで。

・労働組合の設立過程は次の通り。

- ①「組合を結成したい」旨の労働者の署名（全体の 30%以上）を集める。
- ②BEPZA 長官に提出し、長官は①について間違いないか確認する。
- ③確認してから 5 日以内に選挙実施（秘密投票形式）。
- ④労働者の過半数が投票し、その投票数の過半数が組合結成に賛成の場合、設立される。なお、労働者の過半数が投票しない場合や、賛成票が過半数に満たない場合は、設立許可は降りない。この場合、1 年間は選挙できない。
- ⑤選挙の結果、労働組合が設立されることになった場合、BEPZA 長官は選挙後 5 日以内に労働者に対し組合規約草案作成委員会（9 名以下）の結成を求める。
- ⑥委員会結成の申請を受けてから 5 日以内に問題がなければ BEPZA 長官は同委員会の結成を承認する。
- ⑦BEPZA 長官は同委員会に対し、15 日以内に規約草案を提出するように求める。
- ⑧BEPZA 長官は規約草案を受領し、確認のうえ問題なければ、5 日以内に規約の承認書を発行する。
- ⑨BEPZA 長官は規約承認書とともに登記申請書を受領してから、10 日以内に登記簿へ登録。問題があれば、10 日以内に書面で却下を通知する。労働組合は不服があれば、裁判所に訴えることができる。

- ・総会は少なくとも年に 1 回、執行委員会議（労働組合役員会議）は少なくとも 4 カ月に 1 回開催する必要がある。
- ・同じ会社（工場）で 2 つ以上の労働組合は設立できない。
- ・組合活動は輸出加工区内でのみ行える。
- ・他社（他工場）の労働組合員にはなれない。
- ・執行委員は 15 名以下が望ましく、輸出加工区庁が実施する選挙で一般組合員から選ばれる。
- ・執行委員に立候補できる被選挙権を有する者は、勤続 9 カ月以上の労働者（刑期を受けた者は釈放されて 2 年以上経過してから）。一方で選挙権は、全ての労働者も有する（勤務初日から投票可）。
- ・選挙後 5 日以内に BEPZA 長官は執行委員会を承認する。
- ・承認日より 3 年間、執行委員会は任務を遂行する。
- ・執行委員の期間満了の 90 日以前に選挙を行う。
- ・任期満了以前に執行委員が解散する場合、解散後 90 日以内に選挙を行う。
- ・労働組合の過半数の合意で労働組合連合を設立できる。長官が承認した日から 4 年間任務を遂行する。
- ・他地域の輸出加工区の労働組合連合と、連携することはできない。
- ・労働組合連合以外の方法で、他の労働組合と連携することはできない。
- ・労働組合の解散方法は次のとおり。

- ①「労働組合を解散したい」旨の労働者の署名（全体の 30%以上）を集める。
- ② BEPZA 長官に提出し、長官は①が間違いないかを確認する。
- ③ ②から 5 日以内に選挙実施（秘密投票形式）。
- ④ 労働者の過半数が投票し、その投票数の過半数が組合の解散に賛成の場合、解散される。なお、労働者の過半数が投票しない場合や、賛成票が過半数に満たない場合は解散されない。

⑤選挙の結果解散されることになった場合、BEPZA 長官は選挙後 25 日以内に解散を命令する。解散後、1 年間は新たに組合を設立できない。

- ・労働組合は毎年、BEPZA 長官に会計報告、組合員名簿を提出しなければならない。
- ・組合規約の変更は 15 日以内に BEPZA 長官に報告する。
- ・組合からの要求があれば、雇用者は労働者（組合員）の基本給の 1%以下の金額を組合費として控除し、給与支払い後 15 日以内に、組合の口座に入金しなければならない。

### C. 不当行為・罰則

- ・雇用者による次の行為は不当行為として、5 万タカ以下の罰金刑に処せられる。また支払い不履行の場合は 6 カ月以下の禁固刑に罰せられる。
  - イ) 労働者の組合への加入を制約すること。
  - ロ) 組合員であることを理由に雇用継続を拒否、あるいは昇進差別をすること
  - ハ) 便益を提示し、組合員にならないようにすること
- ニ) BEPZA 長官の事前承認なしにストライキ期間中、労働者を採用すること
- ・労働者による次の行為は不当行為として、2 千タカ以下の罰金刑に処せられる。支払い不履行の場合は 6 カ月以下の禁固刑に罰せられる。
  - イ) 勤務時間中に組合への加入について説得すること
  - ロ) 威圧、脅迫、あるいは便益を提示し、組合員になるように説得すること
- ・和解や判決に違反した場合
 

違反が初回である場合は 5 千タカ以下の罰金。支払い不履行の場合は 6 カ月以下の禁固刑。以降、違反 1 回につき 1 万タカの罰金、支払い不履行の場合は 6 カ月以下の禁固刑。
- ・和解や判決を故意に履行しない場合
 

2 万タカ以下の罰金、支払い不履行の場合は 6 カ月以下の刑。
- ・違法ストライキを行った労働者
 

5 千タカ以下の罰金、もしくは 6 カ月以下の懲役、またはその両方。
- ・違法ロックアウトを行った雇用者
 

2 万タカ以下の罰金、もしくは 1 年以下の懲役、またはその両方。  
違反状態を続ける場合は、罰金額が 1 日につき 2 千タカ加算される。
- ・違法ストライキ／ロックアウトを煽動した者
 

1 万タカ以下の罰金、もしくは 6 カ月以下の懲役、またはその両方。
- ・調停期間中に当該者をする解雇など、勤務条件を不利に変更した場合
 

雇用者は 1 万タカ以下の罰金、もしくは 6 カ月以下の懲役、またはその両方の刑に処される（審判所の事前同意を得ていれば、この限りではない）。
- ・組合費の横領・不正流用
 

1 年以下の懲役および横領額の支払い
- ・調停人による和解協議に出席しない（代理人を派遣しない）場合
 

5 千タカ以下の罰金、支払い不履行の場合は 6 カ月以下の禁固刑。
- ・その他の罰則
 

上記以外の罪は 5 千タカ以下の罰金。

#### D. 調停・仲裁（ストライキ）

- ・ストライキ／ロックアウトまでの過程は次のとおり（2013 年 12 月 31 日から解禁）
  - ① 労働争議が発生しそうであると労働組合側もしくは雇用者側が判断した場合は、書面で他方当事者に伝達する。
  - ② 受領後 15 日以内に協議を行う。
  - ③ 和解に達した場合は、覚書を作成し、コピーを BEPZA 長官と調停人へ送付する。当事者双方が合意した期間有効となり、最低 1 年間有効。
  - ④ 和解に達しなかった場合は、雇用者もしくは組合側が調停（BEPZA が指定した人物）に調停を書面で求める。
  - ⑤ 調停人が書面を受領後、10 日以内に和解に導けない場合は、雇用者によるロックアウト（組合員を事務所に入れないこと）もしくは組合によるストライキの 21 日間の事前通知を相手方に出すことができる。ただし、ストライキは組合の執行委員の 4 分の 3 以上の賛成票（秘密投票）を得ない限り、事前通知を出すことができない。
  - ⑥ 調停人は平和的解決のため、譲歩や要求の修正をいずれかの当事者（雇用者もしくは組合側）に提案する。
  - ⑦ 21 日間の事前通知期間中に和解に達しない場合、当事者双方が合意すれば、調停期間を延長できる。
  - ⑧ 調停が失敗した場合、当事者双方が合意すれば、仲裁人の裁定に委ねることもできる。仲裁人は 30 日以内（当事者双方が合意すれば延長可）に裁定を下す。この裁定は最終結論であり、上訴はできない。裁定内容は 2 年間有効。
  - ⑨ 21 日間の事前通知期間中に和解に達せず、仲裁人に委ねることも合意できない場合はロックアウトもしくはストライキを行うことができる。事前通知なし、もしくは 21 日経過前に実施することはできない（違法ロックアウト、もしくは違法ストライキとなる）。
  - ⑩ ロックアウトもしくはストライキが 15 日間以上続く場合、BEPZA 長官は禁止命令を出す（公共の利益に反すると BEPZA 長官が判断した場合は、15 日間より前でも禁止できる）。
  - ⑪ ⑩が発動された場合、ただちに労働審判所で裁判が始まる。審判所は 40 日以内に裁定を下す。裁定内容は 2 年間有効。2 年間の経過しても、裁定内容に今後拘束されないことを相手方に書面で連絡してから 2 カ月間経過するまでは有効。
  - ⑫ 裁定内容に不服がある場合、30 日以内に上訴できる。上訴審判所は上訴を受けてから 40 日以内に裁定を下し、この裁定が最終的な判決となる。
- ・労働審判所は 3 名の裁判官で構成され、主席審判官 1 名、残り 2 名は主席審判官に助言する審判官で片方は雇用者を代表し、もう片方は労働者を代表する。審判官のいずれか 1 名が欠席した場合でも、裁判は有効。
- ・上訴審判所は 1 名の裁判官で構成され、現職もしくは元最高裁判所の判事が指名される。
- ・和解や判決により雇用者に支払い義務が生じた場合は、BEPZA 長官が雇用者から回収し、労働者へ支払われる。

## E. その他

- 労働組合もしくは労働組合連合は、政党の関係組織とのつながりを禁止する。
- 雇用者から「労働組合と政党とのつながりがある」との苦情が BEPZA 長官に寄せられ、真実であると判断した場合は、当該労働組合／労働組合連合は消滅する。その場合、以後 1 年間は新たな組合を結成することができない。
- 本法の原文はベンガル語であり、英語版との間に矛盾がある場合は、ベンガル語の原文が優先される。

### ※ 本資料のご利用にあたって

本資料は英語、ベンガル語からの仮訳の部分を含まれます。ジェットロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。